

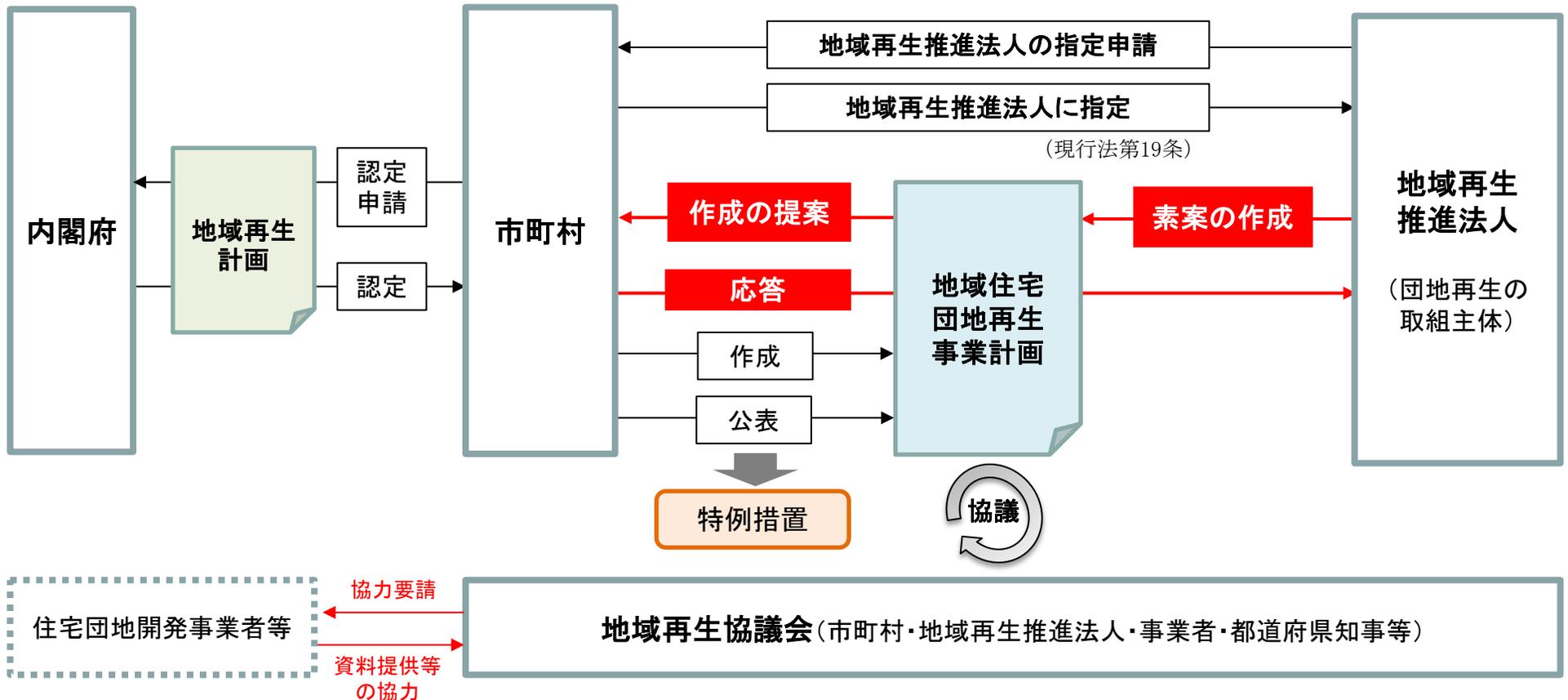
地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画の作成等の提案

概要

- 地方公共団体では、地域に複数の住宅団地が存在する場合、すべての住宅団地の再生に取り組むことは困難である。
- 一方で、住宅団地の再生に積極的に取り組もうとする地域住民や民間事業者等が現れ始めていることから、これらの取組を後押しし、官民が連携して、住宅団地再生が推進される仕組みを整備することが重要である。
- 地域再生推進法人が、市町村に対して地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更の提案をすることができるようにすることで、住宅団地再生の取組を後押しする。

制度の内容

※赤字部分が今回の法改正で新たに措置する事項

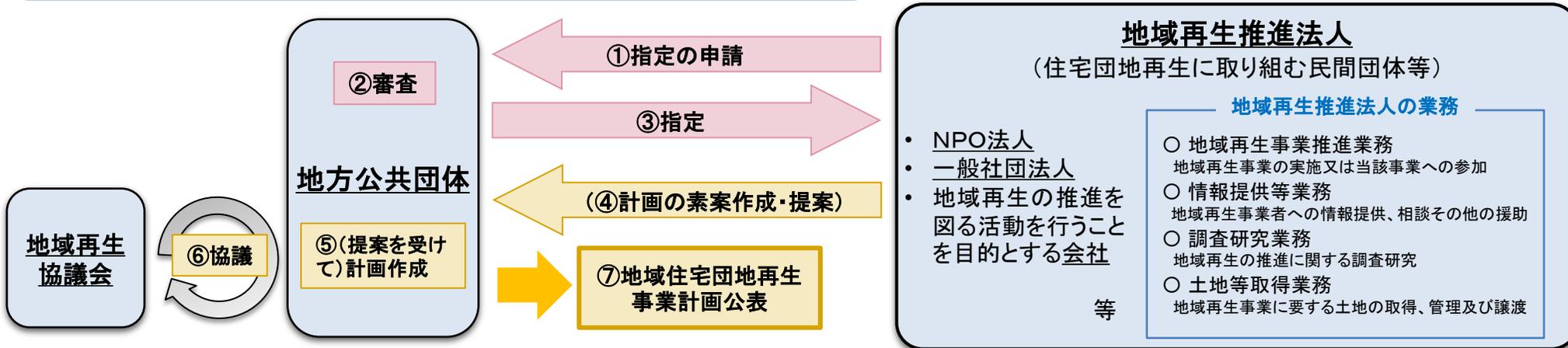


住宅団地再生の取組主体としての地域再生推進法人について

- 住宅団地再生を推進するに当たっては、地方公共団体だけではなく、地域住民や民間団体等の現場で住宅団地再生に取り組む主体と一緒に、関係者全員で住宅団地が目指す姿を描いていくことが重要。
- 特に戸建住宅団地では明確な取組主体が存在しないことも多いが、取組主体が現れ始めている団地でも以下の課題がある。

課題	地域の中での取組主体の位置付けの曖昧さ	ノウハウや財源の確保
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生推進法人による地域住宅団地再生事業計画提案制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)や住宅市街地総合整備事業(※)等の財政支援措置 ・地域活性化伝道師などの専門家の紹介・派遣制度 ・「住宅団地再生の手引き」(国土交通省住宅局作成) <p style="text-align: right;">※住宅団地ストック型等の活用を推進</p>

地域再生推進法人の指定と地域住宅団地再生事業計画作成フロー



地域再生推進法人の指定の主なメリット

1. 地域における住宅団地の再生の**担い手として見える化される**とともに、公的位置付けが付与されることで、**地域の方からの信用を得られやすくなる**。(市町村もそのニーズを汲み取って円滑に施策を進めやすくなる。)
2. 市町村が地域再生計画や地域住宅団地再生事業計画を協議する**地域再生協議会の構成員となることができる**。(地域再生協議会を組織するよう要請することも可能。)
3. 市町村に対して**地域住宅団地再生事業計画の作成等を提案することができる**。

➡ 地域のニーズを踏まえた官民共創による住宅団地再生を後押し